

課長		副課長		所長		副主幹		設計		校合	
----	--	-----	--	----	--	-----	--	----	--	----	--

~~設計書~~
 令和 8 年度 委託 仕様書

- 1 委託 名 小畔の里クリーンセンタークビアカツヤカミキリ防除業務委託
- 2 委託 箇所 川越市大字平塚新田160番地
- 3 実施 額 ¥ 円 (但し、委託価格 ¥ 円)

4 委託大要、起工理由

委託の大要	薬剤散布：3,000ℓ
起工理由	小畔の里クリーンセンターのサクラについてクビアカツヤカミキリによる食害防止を図るため。

本委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本委託費								
	直接委託費計			1	式			
		共通仮設費		1	式			
	純委託費							
		現場管理費		1	式			
	委託原価							
		一般管理費等		1	式			
	委託価格							
		消費税相当額		1	式			
本委託費計								

川 越 市

令和 8 年度

小畔の里クリーンセンター
クビアカツヤカミキリ防除業務委託

仕 様 書

川 越 市
環境施設課
小畔の里クリーンセンター

1 目的

本仕様書は、「小畔の里クリーンセンタークビアカツヤカミキリ防除業務委託」（以下「委託」という。）について、必要事項を定め、適正かつ円滑な業務遂行を図ることを目的とする。

2 委託の概要

本委託は、小畔の里クリーンセンターのサクラを対象に農薬散布によりクビアカツヤカミキリの防除を行う業務である。

3 委託期間

契約締結日 から 令和8年9月30日まで

4 委託場所

川越市大字平塚新田160番地：小畔の里クリーンセンター

5 業務内容

(1) 業務内容

小畔の里クリーンセンターのサクラを対象に薬剤散布を行う。
(薬剤名：アクセルフロアブル)

(2) 薬剤散布内容について

発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い業務を実施すること。
本委託における薬剤の散布量等は別表1のとおりとする。

別表1. 薬剤散布内容

散布月	回数	希釈倍数	散布量	散布箇所
5月	1回	1000倍	700ℓ	樹全体
6月	1回	200倍	200ℓ	株元～主幹～主枝まで
7月	1回	1000倍	700ℓ	樹全体
8月	1回	1000倍	700ℓ	樹全体
9月	1回	1000倍	700ℓ	樹全体

(3) 作業実施要領

薬剤散布にあたっては、農薬関連法規及びメーカー等で定める使用方法を遵守し、作業中及び作業後に人畜の立ち入りを制限するなど、安全に十分配慮する。また、薬剤を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した薬剤の種類、単位面積あたりの使用量または希釈倍数について報告書を作成し、提出すること。

6 関係法令の遵守

受注者は、この業務の実施にあたり関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届け出、手続き等は速やかに処理すること。

7 一般事項

- (1) 本仕様書は、本委託の基本的な内容を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項については公園緑地工事共通仕様書、埼玉県土木工事实務要覧、埼玉県土木工事委託業務実務要覧を参考とする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い業務を実施すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めがある場合または発注者の指示若しくは前項の打合せがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり建物等に影響を与えないよう注意すること。また、建物等に影響が生じた場合、直ちに発注者へ連絡しその対応方法等に関して協議すること。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元する。
- (5) 本委託に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署への届け出、手続き等は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本委託の履行上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。
- (8) 受注者は、川越市環境方針を理解し協力すること。なお、提出書類はグリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断基準を満たすよう努めること。

8 支払い

完了払いとする。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正

により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

9 業務管理

(1) 委託業務実施計画書等の提出

ア 受注者は、業務の実施にあたり次の書類を発注者に提出すること。

なお、変更のあった場合も同様とする。

- ・委託業務実施計画書
- ・その他発注者が必要とする書類

イ 受注者は、業務従事者の中から責任者を1名選任し、業務の監督及び発注者との連絡にあたらせる。

(2) 作業日・作業時間

作業の実施日、作業時間等は、天候・植物の育成状態を考慮のうえ、発注者と協議し決定する。

(3) 安全管理

ア 作業の実施にあたっては、付近住民及び通行者等の第三者に対する災害等は起こさないよう努めること。また、作業中においては作業場所付近に作業中である旨の看板を掲示し、注意喚起を図ること。

イ 受注者は、機械器具の不安全状態及び業務従事者の不安全行動を排除し、労働災害の防止を図ること。

ウ 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合にはその内容を発注者に報告すること。

エ 受注者は、災害等が発生したときは直ちに発注者に報告し、速やかにその状況を写真等により記録し報告書を作成のうえ、発注者に提出すること。

オ 受注者は、第三者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(4) 服装及び言動

業務従事者は、受注者制定の衣服を着用するとともに公共サービスの従事者にふさわしい言動に努めること。また、委託業務の公共性を認識し円滑な業務の実施を確保するように、責任をもって業務にあたること。

(5) 発生材の処理

受注者は作業の完了に先立ち、速やかに不用物を整理し後片付けを行うこと。また、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用に努めることとし、自らの責任で適正処理すること。

(6) 委託業務実施報告書

受注者は全ての業務を完了したときに、遅滞なく委託業務実施報告書を発注者に提出するものとする。委託業務実施報告書には以下の書類を添付すること。

ア 数量表（9-(7)に定める内容）

イ 日報（9-(8)に定める内容）

ウ 発生材処分報告書

エ 写真帳（9-(9)に定める内容）

(7) 数量表

工種毎に出来形を記載する。

(8) 日報

作業内容、工数を記載する。

(9) 写真帳

工種別に作業過程が容易に把握できるように整理する。工種毎の写真においては、1枚の写真で作業状況が判別できる程度に工区分けしたうえで撮影する。また、撮影に際しては小黒板等に委託名、工種または使用材料、撮影対象の箇所、寸法、略図等を記入し、必要に応じてテープ、箱尺等を使用し共に写し込むものとする。

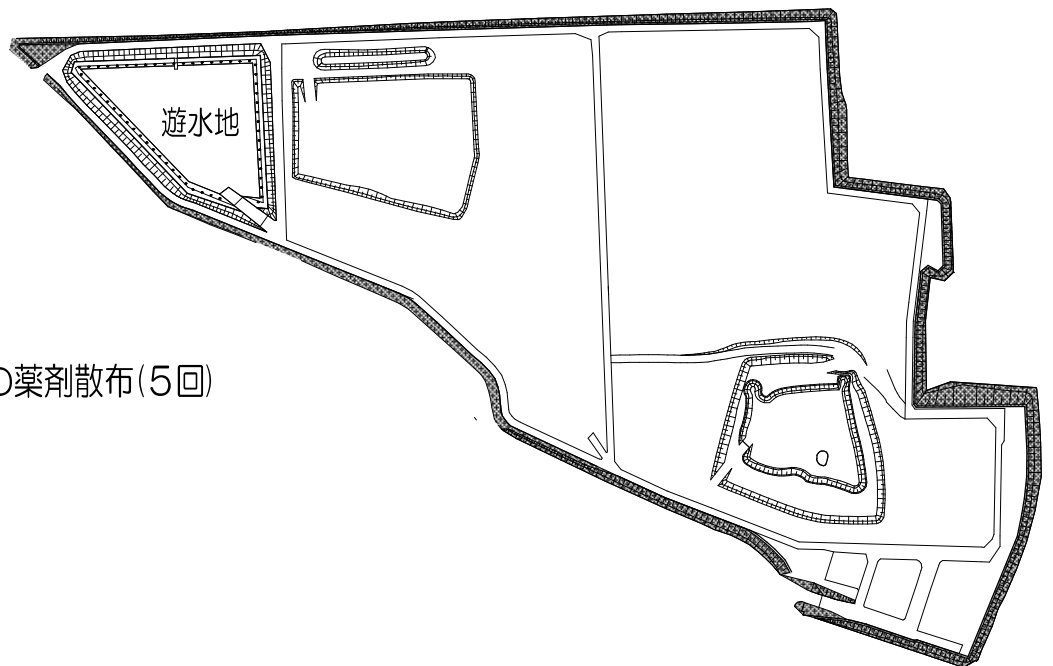
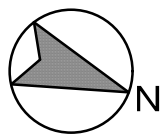
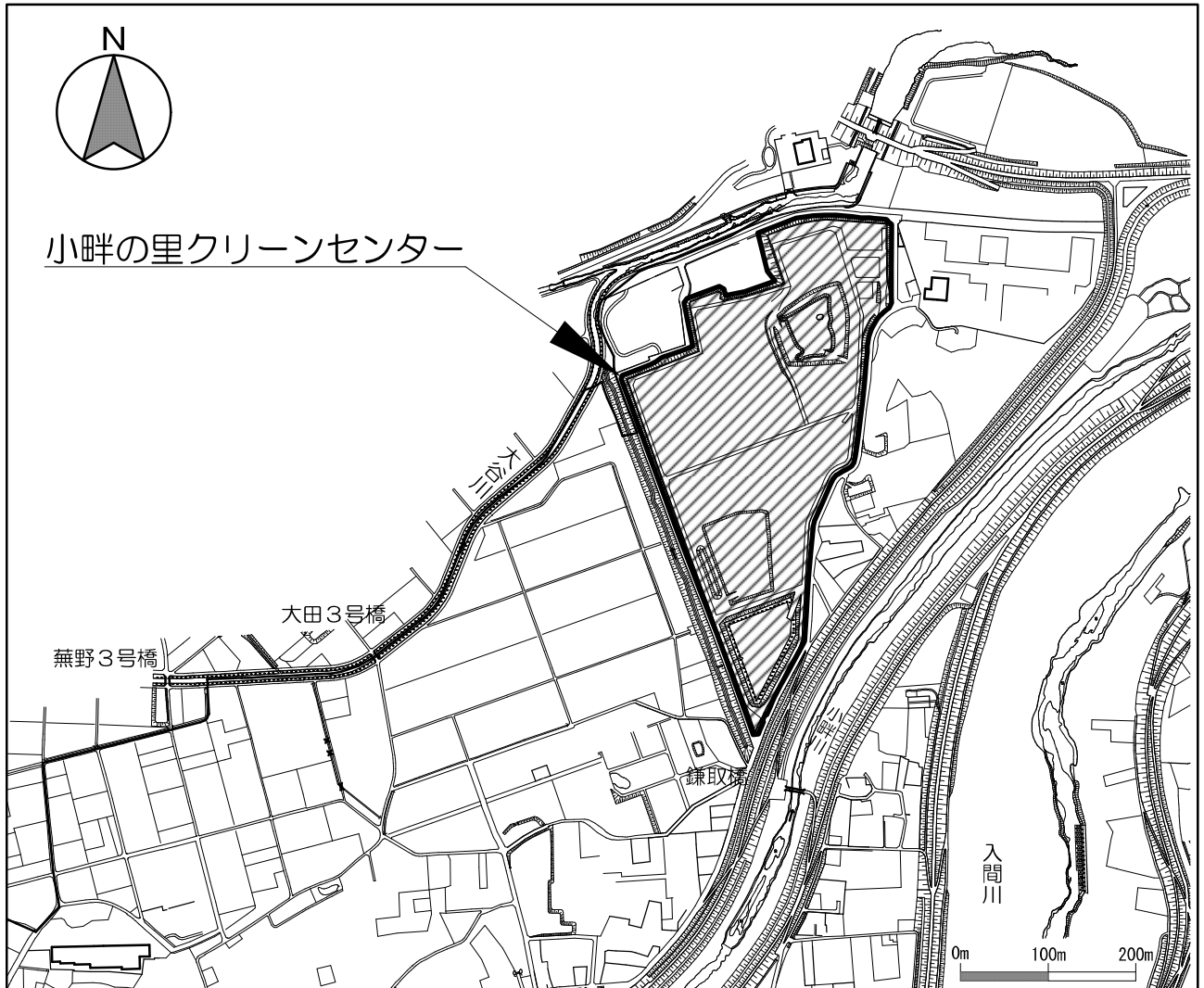
本委託における撮影箇所は別表2のとおりとする。

別表2. 撮影箇所一覧

区分	工種	種目	撮影項目	留意事項等
着手前及び完成	着手前		全景または代表部分	
	完成		全景または代表部分	
	樹木薬剤散布	病虫害防除	作業前・中・後	作業後は主幹の濡れが確認できるように撮影
発生材処分			発生材処分状況	処分場への搬入状況を撮影
品質管理	樹木薬剤散布		薬剤全量・配合作業	配合前と空の容器等を撮影
その他	異常報告			災害、事故等が発生した場合は詳細に記録する

委託名	小畔の里クリーンセンタークビアカツヤカミキリ防除業務委託
住所	川越市大字平塚新田160番地

案内図



<委託内容>

- ・薬剤散布
施設内サクラへの薬剤散布(5回)

薬剤散布範囲を示す 0m 50m